

6月は連合・男女平等月間

男女共同参画について考えよう! ~男女共同参画社会の実現に向けて~

連合は、6月を「男女平等月間」と定め、構成組織と一体となって男女平等参画社会の実現に向けた取組みを推進することとしています。

男女共同参画ってなに?

男女共同参画とは、「男女がお互いを尊重し、一人ひとりが尊厳をもって生きること」「責任の分かち合いを通じて、性別に関わりなく、個性と能力を発揮すること」です。

男女共同参画をめぐる動き

- 女性の就業率は上昇を続け、働く女性は増えています。一方で、長時間労働等を背景に、未だに結婚・出産を機に退職する女性が半分もいるなど、女性が働き続けるための課題は山積しています。
- そのような中で、2016年4月に女性活躍推進法が施行されるなど、国も男女共同参画の実現に向けた取組みを進めています。



- しかし、国際的に見ると、2017年10月に発表されたGGI(ジェンダー・ギャップ指数=経済・教育・政治・健康の4分野における男女間格差を指数化したもの)では、日本は144カ国中114位と、日本の男女共同参画の実現はまだ道半ばです。

生保労連の取組み

生保労連では、「『男女共同参画』の実現に向けた中期取組み方針」に沿って各組合とともに取組みを推進しています。

その一環として、男女平等月間に合わせて男女共同参画セミナーや金融他産別との女性組合員交流会の開催を予定しています。

ぜひこの機会に男女共同参画について考え、実現に向けた取組みを進めていきましょう。

▶なぜ6月が男女共同参画に関する月間なの?

「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」の制定日が6月であることにちなんで、厚生労働省や内閣府では6月を男女共同参画への理解を深める月としています。